

訪合率後解決ニ就テ極力交渉シタル結果左記條件ニ依
リニ妥協成立シタルヲ以テ同七時三十分退去職工側ニ
諮リタルカ職工側ニ於テ之ヲ承諾スニ因滿解決ヲ告
ケタリ

記

- 一、會社ハ以實際解雇職工ノ復職ヲ拒絶スルコト
- 二、會社ハ解雇職工ノ手当トシテ貸銀ノ多寡勤続年数ノ
長短ヲ参酌シ一ヶ月乃至二ヶ月分ノ貸銀ニ相当スル手
当ヲ支給スルコト
- 三、解雇職工ニシテ將來再々會社ニ就職ヲ希望シ来ル者
ハ會社ハ之ヲ裁意アル者ト認メラル、場合ニ於テ採
用スルコト

四、右再採用ノ可否裁定期間ハ明年四月末日限りタルコト

五、東京機械工組合代々橋支部ハ解決スルコト

六、商會社ハ調停者佐野左江外ニ名ニ報告ノ意味ニ於テ
百五十円、機械労働組合聯合會坪井専次郎ニ百円ヲ贈
呈シ更ニ東京機械工組合代々橋支部解雇費トシテ百
円ヲ支給スルコト

古瓦申 (通) 報候也